**運営規程（例）**

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目の記載例

　地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出を行う際は、以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成にあたっての留意事項 |
| （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）第○○条　事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）第一の二の３」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。1. 相談

　　緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能。1. 緊急時の受入れ・対応

　　短期入所を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。1. 体験の機会・場

　　地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能1. 専門的人材の確保・養成

　　医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能1. 地域の体制づくり

　　地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能 | 左記は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点事業の内容をご理解いただいた上で作成をお願いします。 |